

自立支援協議会専門部会の 設置等について

令和3年6月24日

ひたちなか市障害福祉課

1. 自立支援協議会の組織

ひたちなか市障害者自立支援協議会設置要綱(抜粋)

第2条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 障害者プラン及び障害福祉計画の策定に係る意見具申に関すること。
- (2) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 地域の関係機関による支援体制の構築に関すること。
- (5) その他障害者の福祉向上のため必要となる事項

第8条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って、部会を設置することができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

2. 専門部会の実施経過

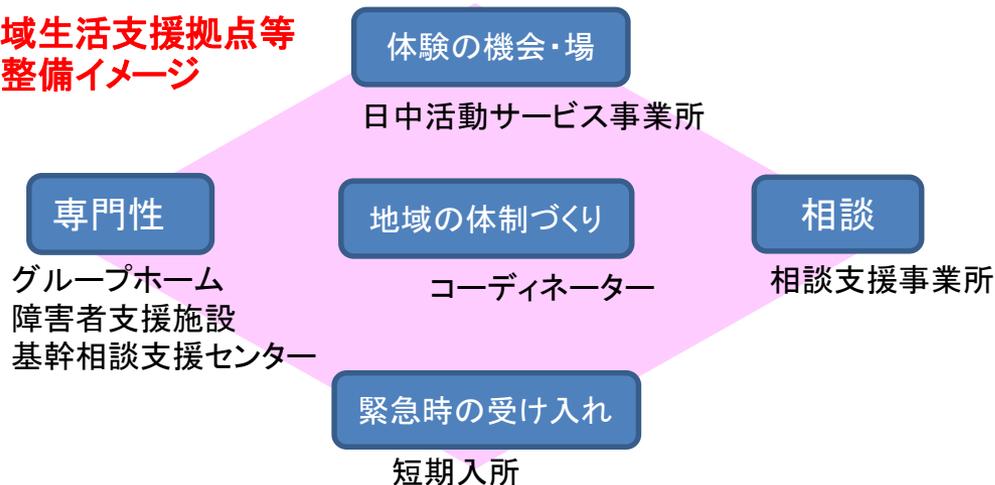
- R1.5.23 協議会にて、専門部会設置のあり方について審議。防災専門部会の設置について可決。
※ 防災専門部会は期間を1年間に限定し、計4回開催。
- R2.2.20 協議会にて、防災専門部会の取組み状況について報告。

3. 今後の主な課題

●地域生活支援拠点等の整備

趣旨	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会、緊急時の受け入れ・対応等）を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。
目的	(1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。 (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

地域生活支援拠点等の整備イメージ

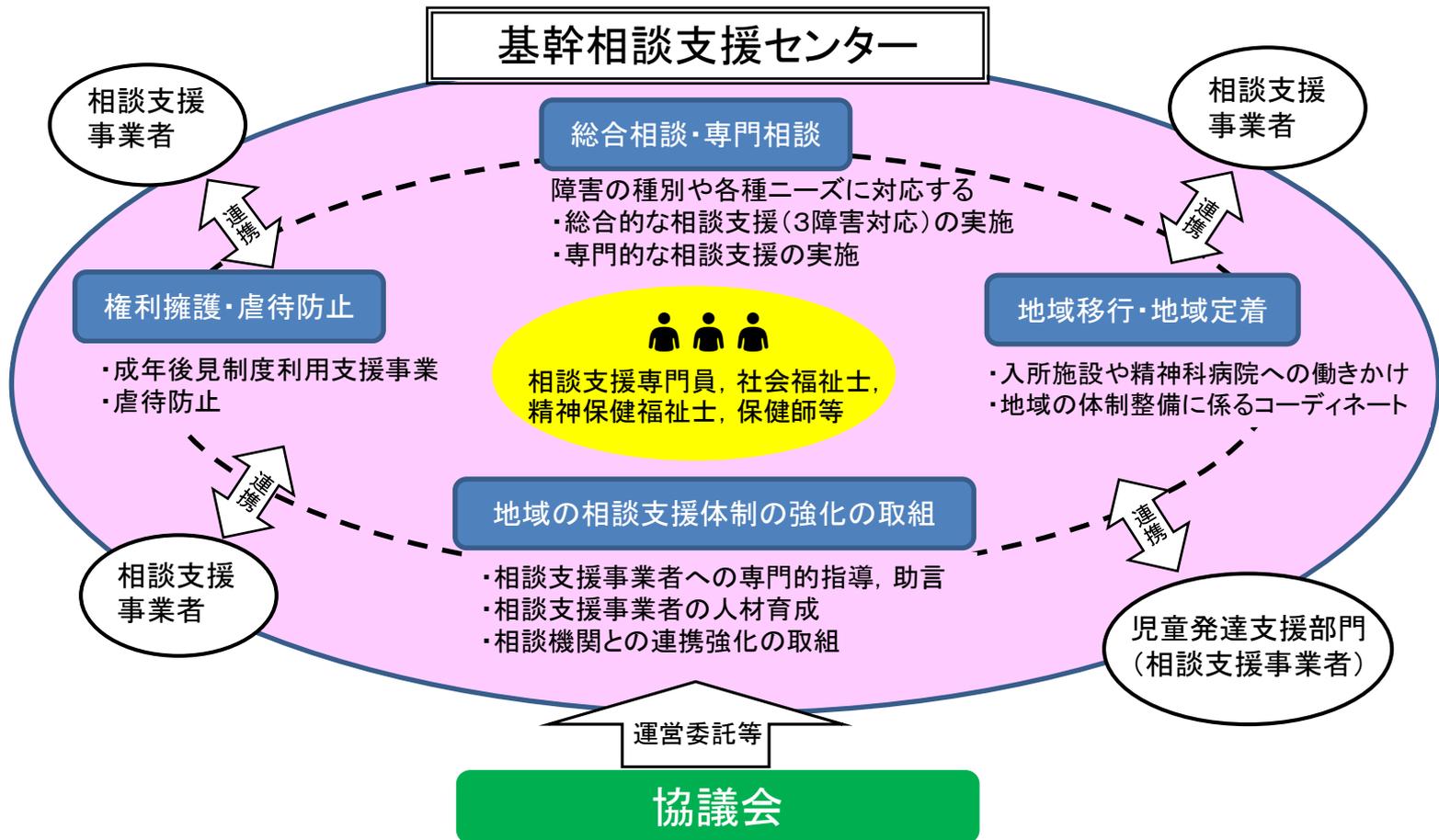


本市障害福祉計画での位置づけ

地域生活支援拠点等の整備については、「国の基本方針に基づき、令和5年度末までに本市に少なくとも1つを整備する」としている。

● 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び地域の相談支援体制の強化の取組を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。



●福祉避難所など防災に関すること

市での取り組み

- 市では障害のある方やひとり暮らしの高齢者を災害から守るため、地域が連携する支援制度が平成18年度からスタート。地域ネットワークの強化が求められている。
- 令和元年度には、防災専門部会を設置。障害福祉事業所などの関係者による意見交換や、総合防災訓練への参加等を通じて防災への理解を深めたが、2次避難所となる福祉避難所の受け入れ態勢や施設面の問題など解決すべき課題が浮き彫りとなった。
- 防災専門部会は令和2年以降は開催していないが、これらの課題解決のため再度部会において協議を進めていく必要がある。

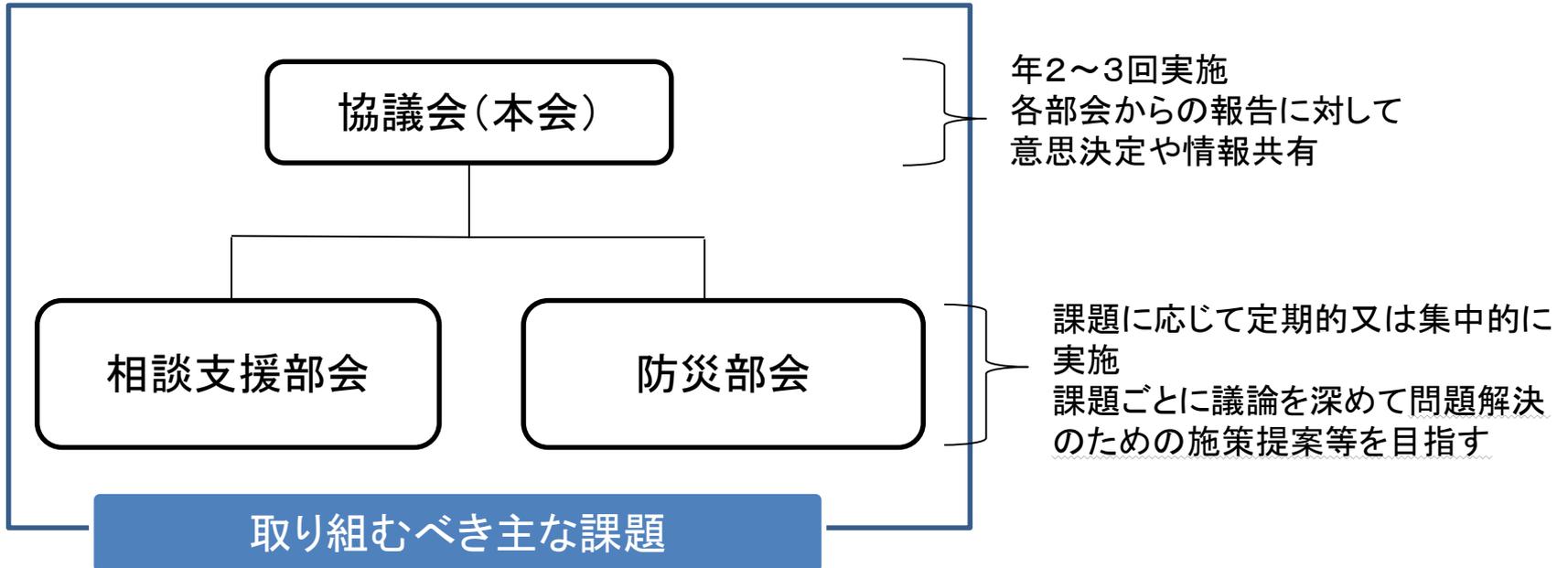
福祉避難所について

様々な事由により指定避難所(1次避難所)での生活が困難な高齢者、障害者などの要配慮者が、少しでも良好な環境を確保するためのもの。

市障害者プラン

- 重点施策の1つとして、「災害時の支援の充実」を掲げている。

4. 自立支援協議会の組織（R3年度案）



- 地域生活支援拠点等の整備に関すること
- 基幹相談支援センターに関すること
- 困難事例を抱える相談支援事業所など支援者を支援する体制づくりに関すること
- 福祉避難所など防災に関すること